

湖南広域行政組合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定および湖南広域行政組合監査委員監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づき定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定および同基準に基づき、監査の結果に関する報告を決定し公表する。

令和5年3月28日

湖南広域行政組合監査委員 平井文雄
湖南広域行政組合監査委員 高田正司

1 定期監査

（1）監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
総務部	環境衛生センター

（2）監査の時期

令和5年2月27日（月）

（3）監査の着眼点

環境衛生センターにおける主なリスクとして、公務災害、不適切な契約、処理施設の不具合および機能低下が挙げられる。今回の監査では、各種契約事務および契約業務に係る検査体制、さらに交付金事業の執行状況および今後の展望を着眼点として監査を実施した。

（4）監査の評価項目（重点項目）

- ア 業務マニュアル・事務処理フローの整備状況
- イ 交付金事業に係る事務および執行状況
- ウ 処理施設等の管理状況

（5）監査の結果

評価項目（重点項目）に定めた事務については概ね適正に処理されていたが、以下のとおり一部に改善を要する事項があると認められたので対応願いたい。

なお、指摘事項以外の軽微な事項については、監査当日口頭で指導し改善を求めた。

ア 指摘事項

- (ア) 業務マニュアル・事務処理フローの整備は重要であり、必要と思われる事務等について、未整備のものは早急に整備すること。
- (イ) 長期包括的運転管理業務は専門業者に委託しているが、その中で、薬品庫の物品管理について、管理表の整備がなされていない状況であるため、整備するよう指導するとともに、その運用が適正になされているか定期的に点検すること。
- (ウ) 地域環境整備事業交付金について、施設の処理量は年々減少傾向にあると同時に、処理方式を大きく変更した結果、悪臭の発生も大きく低減している状況を踏まえ、交付金の金額の見直しについて検討すること。
- (エ) グラウンドの使用料は、グラウンドの管理に関する要綱において当初から規定されておらず、無料で運用しているが、公有地であり、一般市民などが使用される場合の有料化について検討すること。